

令和5年度 城陽市立北城陽中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、いじめ未然防止や早期発見・対応に向けて、いじめを以下のようにとらえ、対応に当たる。

- (1) 子どもが一定の人間関係がある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。
- (2) なお、いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立つて行う。
また、いじめ問題に対する基本姿勢として以下のような姿勢で臨む。
 - (1) 本校の教育目標の柱である、生命・人権を尊重する学校の実現を目指す。
 - (2) 社会で許されないことは学校でも許さないという姿勢を徹底する。
 - (3) いじめ・暴力は重大な人権侵害であることを徹底して指導する。

以上の事を踏まえ、人格形成としての規範意識や人権尊重の態度の育成を図り、自主・自立・安心・安全の学校環境の確立を目的とし、いじめの未然防止、早期発見及びいじめ事象の対処のための対策を効果的に推進するため、「城陽市立北城陽中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであり、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得るものである。従って、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全校で共通認識をし、すべての教育活動をとおして「いじめの未然防止」を目指した取組を推進する。

- (1) あらゆる教育活動を通じて、いじめは重大な人権侵害・人として許されない行為であることを指導し、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、規範意識の醸成、人権意識の向上を図る。
- (2) 日常的に、学習への集中や自主自律を目指した諸活動を展開し、生徒が生き生きと活動できるように努める。
- (3) 家庭訪問、家庭連絡等により、保護者との信頼関係を構築する。
- (4) 携帯電話を介したトラブルなどには注意を払うと共に、情報モラルの指導を教科や道徳部との連携のもと進める。また、保護者への啓発も積極的に進める。
- (5) 周りの生徒が、時には「いじめ」を助長する行為をしていることを理解させ、いじめを許さない集団づくりをする。

3 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。このことから、日頃から生徒との信頼関係を構築し、生徒が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

- (1) 日々の出席状況、健康観察を確実に行之、個々の生徒の変化を見逃さない。
- (2) 相談活動の日常化と、教育相談月間（6月、11月）を効果的に活用する。
- (3) いじめのサインを受け止める感性や判断力を高める。
- (4) 担任、学年・教科担任、生徒指導主事、教育相談部長との連携を綿密に行う。
- (5) 「教育相談アンケート」、「いじめアンケート」、「楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)」等の実施と、分析結果を活用する。

4 いじめに対する取組（指導マニュアル）

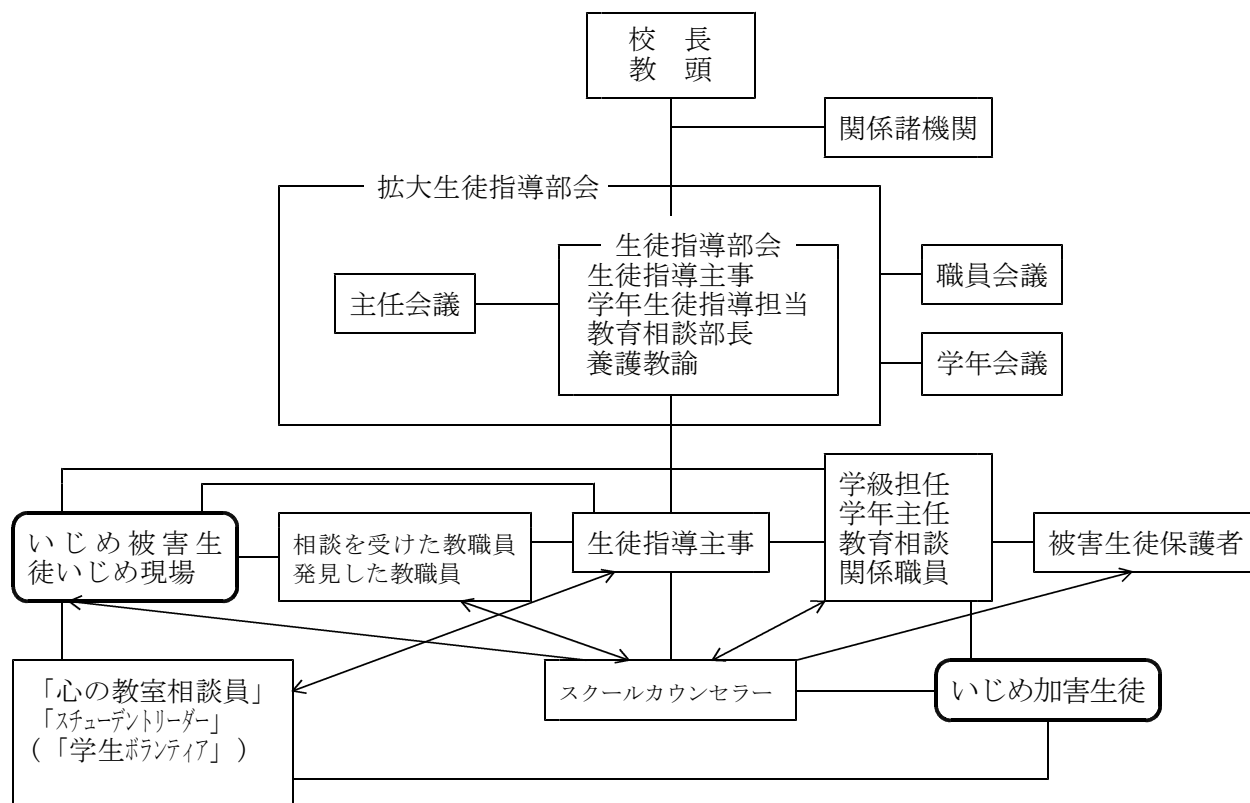
いじめの事実が確認された（疑いも含む）場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害生徒の安全を確保し、加害生徒に対しては教育的配慮の下、適切に指導に当たる。これらの対応については、教職員が以下に示す対応方法を共通理解した上で、組織的に対応する。

- (1) 被害生徒の訴えをていねいに聞き取り、温もりある対応をする。
- (2) 被害・加害生徒担任、該当学年教員、関係職員等で周りの生徒から「いじめ」の状況を聞き取り、具体的かつ詳細に「いじめ」の全容を明らかにする。
- (3) 被害生徒の思い、立場を考慮しながら、加害生徒・周りの生徒への指導を速やかに行う。
- (4) 必要に応じて「心の教室相談員」「スチューデントリーダー」「学生ボランティア」等を活用して、適切な個別対応を行う。
- (5) 被害、加害生徒の人権や保護者の意向を汲みつつ、事象の教材化により再発防止に努める。
- (6) 教育委員会等関係諸機関への報告・相談・連絡を行う。

5 いじめ防止等に対する組織体制

いじめ防止等に対する取組については、校内の「生徒指導部会」が中心となり、その推進にあたり、学校全体で組織的に対応する。

(1) 組織図



(2) 組織の構成

- ①生徒指導部会 → 生徒指導主事、学年生徒指導担当、教育相談部長、養護教諭
- ②拡大生徒指導部会 → 校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、教育相談部長、養護教諭

6 重大事態への対応

重大事案が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては、「拡大生徒指導部会」を中心に、被害生徒とその保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。対処については、基本的には「4 いじめに対する取組（指導マニュアル）」に準ずるが、以下の点についても確認する。

- (1) 学校が行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

7 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ①本校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- ②学校のいじめ防止に関する基本方針等を、学校のホームページ等で発信する。

(2) 関係機関との連携

- ①警察、児童相談所、ふれあい教室、家庭児童相談室、南部サポートセンター、地域の諸団体等との適切な連携を図る。
- ②学校運営協議会、民生児童委員連絡協議会、学校・地域連携推進会議等における積極的連携・推進とその機能の活用を図る。

(3) 教職員研修

- ①全教職員の「指導方法の工夫」及び「資質向上」への研修を推進する。
- ②小中連携を推進し、児童・生徒の情報交流、合同研修、授業参観等の活性化を図る。